



情

報

ひ

ろ

ば



緑化推進事業交付金について

吉野川市緑化推進協議会では、「緑の募金」を活用し、地域の緑化事業や木材利用促進事業を行う団体、または公園や学校の緑化を推進する自治会や子ども会などに対して、事業費の一部を助成しています。交付金の助成を希望する団体は、10月30日(金)までに申請してください。詳しい内容や申請方法については、吉野川市緑化推進協議会（農林業振興課内）に問い合わせください。



問い合わせ	吉野川市緑化推進協議会(農林業振興課内)
	☎ 22-2223 FAX 22-2237 Eメール noushin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

油を流さないで!!

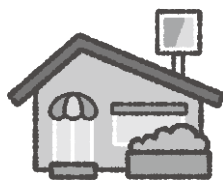
～下水道の正しい利用にご協力ください～
油類を下水道管へ流すと、管の中で冷やされて固まり、下水道管を詰まらせてしまいます。下水道管が詰まると、台所やお風呂、トイレなどが使用できなくなります。
下水道へ油脂類を流さないようにご協力をお願いします。

●家庭で油を使用される方へ

油は凝固剤を使って固めるか、新聞紙などで吸い取ってから燃えるごみとして処理してください。
また、吉野川市では廃食用油のリサイクルを行っています。指定場所にて回収していますので、リサイクルにご協力ください。

●飲食店で油を使用される皆さまへ

グリース阻集器の定期的な清掃をお願いします。清掃を怠るとグリース阻集器の機能が低下し、油脂類が流出して下水道管の詰まりの原因となります。



問い合わせ	下水道課
	☎ 22-2258 FAX 22-2254

生活保護追加給付の受付開始

平成25年から実施された生活扶助基準改定にかかる令和7年6月最高裁判決への対応として、対象世帯に保護費の追加給付をします。

対象となる方は受け付けが始まりましたので、受付期限までに申し出てください。

対象者

- 次の1か2に該当する世帯で、生存されている方
- 平成25年8月～平成30年9月に生活保護を受給したことがある世帯
 - 平成30年10月～令和8年3月に生活保護を受給したことがある世帯のうち、
 - 一定期間入院、入所されていた方
 - 障害加算が算定されていた方
 - 期末一時扶助費（毎年12月）が支給された世帯など

受付期限 令和9年7月30日(金)まで

- 手続き
- 申出者：保護廃止時の世帯主
 - 必要書類：申出書、戸籍謄本、身分証明書（顔写真入り）、通帳など

◆制度へのお問い合わせ

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター
☎ 0120-179-445（フリーダイヤル）
受付時間 平日 午前9時～午後5時

本市で受給していた方の手続き ・来庁予約	社会福祉課
	☎ 22-2262 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時

下水道未接続世帯戸別訪問事業を実施

10月から、下水道事業の健全な普及促進、市民への環境啓発や下水道への接続に対する助言を行うことを目的に、下水道供用開始区域内の未接続世帯を対象に戸別訪問を実施します。

なお、戸別訪問については、身分証明書を携帯した市の職員が伺います。不明な点があれば、問い合わせください。

家庭や地域での快適な住環境の整備、水質保全や公衆衛生の向上のため、引き続き下水道事業にご理解をいただき、早期接続にご協力をお願いします。

問い合わせ	下水道課
	☎ 22-2258 FAX 22-2254

2026年度第2回LGBTQコミュニティスペースのご案内

LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニングなど）について理解を深めたい方を対象に、コミュニティスペース（交流会）を開催します。

とき 11月14日(土)
午後2時～3時30分

ところ 詳細は申込時にお伝えします。

参加費 無料

ゲストアドバイザー 葛西 真記子さん

申込方法 電話、FAX、Eメール
または二次元コード

※要事前申込 ※秘密厳守



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ 申し込み	人権課
	☎ 22-2229 FAX 22-2247 Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

知っていますか？障害者差別解消法

令和6年4月1日、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されています。

障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながらともに生きる社会の実現を目指した法律です。

国の行政機関・地方公共団体や民間事業者が、障がいのある人に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」をすることを規定しています。

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、事業者と障がいのある人との間で対話を重ね、ともに解決策を検討する「建設的対話」が重要です。

問い合わせ 相談窓口	社会福祉課 障がい福祉係	人権課
	☎ 22-2263 FAX 22-2260	☎ 22-2229 FAX 22-2247

2026年度第3回吉野川市人権講座のご案内

とき 11月13日(金)
午後1時30分～3時30分

ところ 市役所本館3階大会議室

講師 仲間 しゅんさん

演題 「性的マイノリティってなに？
～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～」

参加費 無料

申込方法 電話、FAX、Eメールまたは
二次元コード

申込期限 11月12日(木)
午後5時

※要事前申込



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ 申し込み	人権課・市人権教育・啓発推進協議会
	☎ 22-2229 FAX 22-2247 Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

不当な差別的取扱い

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したり、障がいのない人には付けない条件を付けたりすること。
例) 障がいのある方の入店を正当な理由なく断る行為や、介助者などの同伴をサービス提供の条件とする行為など。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例) 車椅子のまま着席できるスペースを確保する、弱視の方に太いペン・大きな文字で筆談を行う、など。

